

○和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派は、毎年度、議長を経由して政務活動費交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した所属議員数に変更が生じたときは、当該会派は、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により申請した会派の名称、代表者名又は経理責任者名に変更が生じたときは、当該会派は、議長を経由して政務活動費交付変更届出書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(解散届)

第3条 会派を解散したときは、当該会派は、議長を経由して会派解散届出書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、毎年度、第2条第1項及び第2項並びに前条の規定により申請又は届出のあった会派について、交付すべき年間の政務活動費の額を決定又は変更したときは、当該会派に政務活動費交付、変更決定通知書(別記様式第5号)によりその旨を通知するものとする。

(交付請求)

第5条 政務活動費の交付を請求しようとする会派は、政務活動費の交付日前10日に当たる日までに、政務活動費交付請求書(別記様式第6号)を市長に提出するものとする。

(収支報告)

第6条 条例第7条に規定する収支報告書の様式は、別記様式第7号とする。

(収支報告書等の写しの送付)

第7条 議長は、条例第7条の規定により提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。

(返還通知書)

第8条 市長は、政務活動費の返還を命ずる場合、政務活動費返還通知書(別記様式第8号)により当該会派に通知するものとする。

(経理責任者の職務)

第9条 条例第6条に規定する経理責任者は、政務活動費に係る会計帳簿を調製するとともに、証拠書類を整え、これらの書類を条例第7条に規定する収支報告書等の提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管する職務を行う。

(任期満了に伴う措置)

第10条 条例又はこの規則の規定による議長の職務については、任期満了の日から議長が選挙されるまでの間においては、議会事務局長が行うものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成25年条例第2号。以下この項において「改正条例」という。)による改正後の和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付される政務活動費に係る申請、届出その他の行為について適用し、同日前に改正条例による改正前の和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費に係る申請、届出その他の行為については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第1号(第2条関係)

政務活動費交付申請書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

会派名
代表者名

和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日 年 月 日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人
- 6 交付申請額(年度分) 円

添付書類 所属議員名簿

別記様式第2号(第2条関係)

別記様式第2号(第2条関係)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

会 派 名
代表者名

政務活動費交付申請書に記載した事項に変更が生じたので和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
所 属 議 員 数			
交付申請金額(年度分)			

添付書類 新旧所属議員名簿

別記様式第3号(第2条関係)

別記様式第3号(第2条関係)

政務活動費交付変更届出書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

会 派 名
代表者名

政務活動費交付申請書に記載した事項に変更が生じたので和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			

別記様式第4号(第3条関係)

別記様式第4号(第3条関係)

会 派 解 散 届 出 書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

会 派 名
代 表 者 名

和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派の名称
- 2 会派の解散年月日 年 月 日

別記様式第5号(第4条関係)

別記様式第5号(第4条関係)

政務活動費 交付
変更 決定通知書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



政務活動費の交付について、次のとおり 交付
変更 決定したので、和歌山市議会政務活
動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

年度政務活動費交付決定額 円

別記様式第6号(第5条関係)

別記様式第6号(第5条関係)

政務活動費交付請求書

年 月 日

(宛先)和歌山市長

会 派 名
代 表 者 名

和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり政務活動費を請求します。

円

ただし、 年 月分～ 年 月分

別記様式第7号(第6条関係)

別記様式第7号(第6条関係)

政務活動費収支報告書

年 月 日

和歌山市議会議長 様

会派名
代表者名

和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、次のとおり 年度政務活動費の収支を報告します。

1 収 入

円

2 支 出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費		
調 査 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要 請 ・ 陳 情 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

注意事項 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残 額

円

別記様式第8号(第8条関係)

別記様式第8号(第8条関係)

政 務 活 動 費 返 還 通 知 書

第 号
年 月 日

様

和歌山市長



和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

- | | |
|---------------|-------|
| 1 返 還 金 | 円 |
| 2 返 還 理 由 | |
| 3 返 還 期 日 | 年 月 日 |
| 4 政務活動費の交付決定額 | 円 |
| 5 政務活動費の既交付額 | 円 |